

令和3年度 第7回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和3年10月26日（火）

1 開 会

2 議 題

(1) 特定最低賃金の改正決定等について

(2) その他

3 閉 会

令和3年度 第7回 茨城地方最低賃金審議会資料

令和3年10月26日(火)

- No.1 令和3年度特定最低賃金審議結果 …P363
- No.2 茨城県特定最低賃金改正決定に関する専門部会報告書及び答申文(写し)
- ・茨城県鉄鋼業最低賃金 …P364
 - ・茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 …P368
 - ・茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金 …P370
 - ・茨城県各種商品小売業最低賃金 …P376
- No.3 令和3年度特定最低賃金の改正状況(全国) …P380

資料No. 1

令和3年度 特定最低賃金改正審議結果

件名	項目	結審額 結審日	公示(予定)日 異議申出締切日	官報公示予定日	効力発生日
鉄鋼業	令6条5項適用有	975円 (+30円) 令和3年10月15日	令和3年10月15日 令和3年11月1日	令和3年11月16日	令和3年12月31日 指定発効
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令6条5項適用無				
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	令6条5項適用有	932円 (+28円) 令和3年10月21日	令和3年10月21日 令和3年11月5日	令和3年11月19日	令和3年12月31日 指定発効
各種商品小売業	令6条5項適用有	881円 (+7円) 令和3年10月19日	令和3年10月19日 令和3年11月4日	令和3年11月18日	令和3年12月31日 指定発効

写

令和3年10月15日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会

部会長 清山 玲

茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年9月6日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益委員	労働者委員	使用者委員
部会長 清山 玲	梅原 清 活	太田 慶 樹
部会長代理 申 美 花	大森 玄 則	澤 畑 英 史
文 堂 弘 之	山 田 誠	築 瀬 剛

別紙

茨城県鉄鋼業最低賃金

- 1 適用する地域
茨城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 975円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年12月31日

写

令和3年10月15日

茨城労働局長
下角 圭司 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清 山 玲

茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年9月6日付け茨労発基0906第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

茨城県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
茨城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 975円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年12月31日

写

令和3年10月19日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清 山 玲 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金 専門部会

部会長 井 出 晃 哉

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年9月6日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、公益委員が別紙の提示を行い採決したところ、時間額について全会一致の決定が得られなかったため、貴審議会において更に審議されることを希望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
部 会 長 井 出 晃 哉	武 内 範 雄	谷 口 啓 介
部会長代理 細 谷 あ け み	宮 下 有 一	西 野 信 弘
宮 崎 忠 恒	横 川 実	舟 木 健 生

別紙

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業

(2) 生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）まで掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務

ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 935円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月31日

写

令和3年10月21日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清 山 玲 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会

部会長 細谷 あけみ

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部
品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年9月6日、茨城地方最低賃金審議会において付託され
た茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器
具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎
重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
部 会 長	細谷 あけみ	網代 優次	磯崎 寛也
部会長代理	野村 貴広	小坂 祐之	関 武志
	清 山 玲	下向 省吾	水出 浩司

別紙

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (6) 情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) (1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務
 - ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 932円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和3年12月31日

写

令和3年10月21日

茨城労働局長

下角 圭司 殿

茨城地方最低賃金審議会

会長 清 山 玲

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部
品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年9月7日付け茨労発基0907第1号をもって貴職から諮問
のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に
達したので答申する。

別紙

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (6) 情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) (1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務
 - ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 904円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年12月31日

写

令和3年10月19日

茨城地方最低賃金審議会

会長 清山 玲 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県各種商品小売業最低賃金専門部会

部会長 申 美花

茨城県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年9月6日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益委員	労働者委員	使用者委員
部会長 申 美花	黒澤 一仁	瓜田 広
部会長代理 井出 晃哉	中岡 誠一	永井 教子
野村 貴広	南雲 達馬	渡邊 敏幸

別紙

茨城県各種商品小売業最低賃金

- 1 適用する地域
茨城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 881円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年12月31日

写

令和3年10月19日

茨城労働局長

下角 圭司 殿

茨城地方最低賃金審議会

会長 清 山 玲

茨城県各種商品小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年9月6日付け茨労発基0906第6号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

茨城県各種商品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 881円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月31日

令和3年度特定最低賃金改正状況

鉄鋼業最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条5項適用
※ 愛知	A	976	996	20			無
千葉	A	995	1023	28			有
大阪	A	968					無
神奈川	A	(874)			-		
東京	A	(871)			-		
兵庫	B	964	992	28			有
広島	B	970					
静岡	B	935	954	19		非鉄金属を含む	有
★ 茨城	B	945	975	30			有
福岡	C	976	980	4			有
北海道	C	967	979	12			有
岡山	C	962					
※ 山口	C	967	995	28		非鉄金属を含む	有
※ 和歌山	C	949	977	28			有
群馬	C	921					
宮城	C	925	953	28			有
大分	D	951	981	30			有
島根	D	922	954	32			有
青森	D	903	929	26			無
岩手	D	852				金属製品を含む	

令和3年度特定最低賃金改正状況

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

最低賃金

	都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
※	愛知	A	948	968	20			無
	大阪	A	968	997	29		金属製品、輸送機械を含む	有
	千葉	A	(922)			-	※必要性：無	
	神奈川	A	(857)			-	※申出：無	
	東京	A	(832)			-		
※※	静岡	B	951	970	19		輸送機械を含む	無
	兵庫	B	944	960	16			有
	滋賀	B	933					無
	広島	B	935					
	栃木	B	912					
※※	長野	B	905	927	22		輸送機械を含む	有
	富山	B	912				輸送機械を含む	
★	茨城	B	907					無
	岡山	C	934					
※	香川	C	943	970	27			有
	石川	C	922				金属製品、電気機器を含む	
※	徳島	C	928	945	17			有
	奈良	C	898					無
※※	群馬	C	910	935	25			有
	福井	C	(874)			-	※必要性：無	
	愛媛	D	930					無
	長崎	D	(875)			-	輸送機械を含む ※必要性：無	
※	島根	D	898	930	32			有
	佐賀	D	870					
※※	山形	D	862	888	26			

特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

令和3年度

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
神奈川	A	(890)			-	(申し出なし)	
埼玉	A	954	981	27			無
千葉	A	954	981	27			有
大阪	A	966	994	28			有
愛知	A	(901)			-	(必要性なし)	
東京	A	(829)			-	(申し出なし)	
京都	B	936					
静岡	B	920	939	19			有
滋賀	B	917				精密機械を含む	
栃木	B	913					無
山梨	B	914	934	20			有
三重	B	906	927	21			無
兵庫	B	902	930	28			有
長野	B	894				精密機械を含む	無
茨城	B	904	932	28		精密機械を含む	有
広島	B	897					
富山	B	851	879	28			有
福岡	C	927	947	20			有
新潟	C	910					
群馬	C	910	935	25			有
奈良	C	883					無
岐阜	C	887	907	20			有
香川	C	886	913	27			有
徳島	C	888	911	23			有
北海道	C	895	924	29			有
山口	C	893	921	28			有
石川	C	870	896	26			有
岡山	C	878					
福井	C	(857)			-	(必要性なし)	
宮城	C	864	890	26			有
愛媛	D	895	921	26			有
山形	D	846	872	26			有
福島	D	834					
佐賀	D	839	867	28			有
秋田	D	836	861	25			
青森	D	833	859	26			無
長崎	D	837	864	27			
鳥取	D	809					
大分	D	835	864	29			有
熊本	D	836	863	27			有
岩手	D	820					
島根	D	825					
鹿児島	D	815	842	27			有
宮崎	D	803					

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業） 関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
埼玉	A	963	990	27			無
千葉	A	(887)			-	必要性なし	
愛知	A	(875)			-	必要性なし	
兵庫	B	903	931	28			有
栃木	B	912	940	28			有
福島	D	868	889	21			無
岩手	D	829					

令和3年度特定最低賃金改正状況

各種商品小売業 最低賃金

都道府県	地賃ランク	申出有無	必要性有無	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条5項適用
埼玉	A	無	—	(849)			—	県最賃956円	
千葉	A	有	無	(848)			—	県最賃953円	
愛知	A	無	—	(847)			—	県最賃955円	
京都	B	有	有	910					
静岡	B	無	—	(886)			—	県最賃913円	
広島	B	有	有	878					
栃木	B	無	—	(874)			—	県最賃882円	
茨城	B	有	有	874	881	7			有
滋賀	B	有	無	(840)			—	県最賃896円	
長野	B	有	有	857					
兵庫	B	無	—	(797)			—	県最賃928円	
岡山	C	有	有	880					
新潟	C	有		842					
青森	D	有	有	825	852	27			無
岩手	D	無	—	(767)			—	県最賃921円	
愛媛	D	有	有	810	822	12			有
沖縄	D	有	無	(770)			—	県最賃820円	
鳥取	D	有	無	(718)			—	県最賃821円	
大分	D	有	無	(716)			—	県最賃822円	
宮崎	D	有	無	(705)			—	県最賃821円	

百貨店、総合スーパー 最低賃金

都道府県	地賃ランク	申出有無	必要性有無	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条5項適用
千葉	A	無	—	—			—	新設	
愛知	A	有	無	—			—	新設	
富山	B	有	有	865					
福岡	C	有	有	(889)			—	県最賃870円	
石川	C	有	有	865	890	25			有
福井	C	有	無	(840)			—	県最賃858円	
和歌山	C	有	有	851					
山口	C	有	有	859	875	16			有
岩手	D	有	無	(800)			—	県最賃821円	
島根	D	無	—	(750)				県最賃824円	
熊本	D	有	無	(796)			—	県最賃821円	
鹿児島	D	無	—	(693)			—	県最賃821円	